



2019年11月25日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木六丁目10番1号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
代表者名 執行役員 峯村 悠吾
(コード番号 3298)

資 産 運 用 会 社 名

インベスコ・グローバル・リアルエステート・
アジアパシフィック・インク
代表者名 日本における代表者 辻 泰幸
問合せ先 ポートフォリオマネジメント課 甲斐 浩登
TEL. 03-6447-3395

規約変更及び役員を選任に関するお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した役員会におきまして、下記のとおり、規約の一部変更及び役員選任に関して、2020年1月15日開催予定の本投資法人の第5回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約の一部変更の内容及び理由について

- (1) 電子公告制度の採用による公告機能及び利便性の向上、並びに公告掲載のための費用の削減を勘案し、本投資法人の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです（変更案第4条関連）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づく投資主総会の招集手続における公告の省略を可能とするための一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めについて、投資主総会の開催準備や招集時期などを考慮し、2019年12月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月25日及び同日以後遅滞なく招集する旨の規定を、2021年12月15日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月15日及び同日以後遅滞なく招集する旨の規定に変更するものです（変更案第9条第2項関連）。
- (3) 資産運用会社に対する資産運用報酬の体系に関して、投資主利益との連動性をより高いものとするために、本投資法人の総資産額に連動して算出される運用報酬①並びに本投資法人の1口当たり分配金（調整後EPU）の額及び本投資法人の不動産賃貸事業損益（NOI）に連動して算出される運用報酬②のバランスを見直し、運用報酬①の上限料率を0.45%から0.30%に引き下げるとともに、運用報酬②の上限料率を0.0008%から0.0017%へ引き上げる変更を行うものです（変更案第37条第1号及び第2号関連）。
- (4) 運用報酬②について、本投資法人がいわゆるライツオフアリング（投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行）を行った場合に、運用報酬②に与える影響を中立的なものとするため、運用報酬②の計算式に必要な調整を加える旨の規定を追加するものです（変更案第37条第6号③関連）。また、自己投資口及び投資口の併合又は分割に係る調整条項について、明確化のため規定を移動するものです（変更案第37条第6号①②関連）。
- (5) 上記（3）の新たな運用資産報酬の計算方法については、本投資法人の第13期営業期間の初日である2020年5月1日から導入することとするために、附則において、上記（3）に係る規約変更の効力発生日について必要な規定を置くものです（変更案第42条関連）。
- (6) 改元の影響を避けるために、規約における記載を西暦表記に変更するものです（変更案第9条第2項、第15条第1項関連）。

(7) その他、必要な表現の変更及び明確化並びに字句の修正等のために、所要の変更を行うものです。

(規約の一部変更の詳細については、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

本投資法人の執行役員峯村悠吾は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、2020年1月15日付での執行役員1名の選任について、議案を提出いたします。

また、本投資法人の監督役員川崎英嗣、戸田裕典及び吉田浩平についても、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、2020年1月15日付での監督役員3名の選任について、議案を提出いたします。

併せて、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任について、議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者
 峯村 悠吾 (重任)
- (2) 監督役員候補者
 吉田 浩平 (重任)
 二瓶 ひろ子 (新任)
 角野 里奈 (新任)
- (3) 補欠執行役員候補者
 中田 隆吉 (新任)

(役員選任の詳細については、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

2019年11月25日	本投資主総会提出議案の役員会承認
2019年12月20日	本投資主総会招集通知の発送 (予定)
2020年 1月15日	本投資主総会 (予定)

<添付資料>

第5回投資主総会招集ご通知

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invesco-reit.co.jp/>

(証券コード 3298)

2019年12月20日

投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
執行役員 峯村悠吾

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年1月14日(火曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席されず、かつ、議決権行使書用紙による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 : 2020年1月15日(水曜日)午前10時
2. 場 所 : 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
六本木アカデミーヒルズ タワーホール
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 : 規約一部変更の件
- 第2号議案 : 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 : 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 : 監督役員3名選任の件

以上

.....
(お願い)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト(<http://www.invesco-reit.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 電子公告制度の採用による公告機能及び利便性の向上、並びに公告掲載のための費用の削減を勘案し、本投資法人の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです(変更案第4条関連)。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に基づく投資主総会の招集手続における公告の省略を可能とするための一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めについて、投資主総会の開催準備や招集時期などを考慮し、2019年12月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月25日及び同日以後遅滞なく招集する旨の規定を、2021年12月15日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月15日及び同日以後遅滞なく招集する旨の規定に変更するものです(変更案第9条第2項関連)。
- (3) 資産運用会社に対する資産運用報酬の体系に関して、投資主利益との連動性をより高いものとするために、本投資法人の総資産額に連動して算出される運用報酬①並びに本投資法人の1口当たり分配金(調整後EPU)の額及び本投資法人の不動産賃貸事業損益(NOI)に連動して算出される運用報酬②のバランスを見直し、運用報酬①の上限料率を0.45%から0.30%に引き下げるとともに、運用報酬②の上限料率を0.0008%から0.0017%へ引き上げる変更を行うものです(変更案第37条第1号及び第2号関連)。
- (4) 運用報酬②について、本投資法人がいわゆるライツオフリング(投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行)を行った場合に、運用報酬②に与える影響を中立的なものとするため、運用報酬②の計算式に必要な調整を加える旨の規定を追加するものです(変更案第37条第6号③関連)。また、自己投資口及び投資口の併合又は分割に係る調整条項について、明確化のため規定を移動するものです(変更案第37条第6号①②関連)。
- (5) 上記(3)の新たな運用資産報酬の計算方法については、本投資法人の第13期営業期間の初日である2020年5月1日から導入することとするために、附則において、上記(3)に係る規約変更の効力発生日について必要な規定を置くものです(変更案第42条関連)。
- (6) 改元の影響を避けるために、規約における記載を西暦表記に変更するものです(変更案第9条第2項、第15条第1項関連)。
- (7) その他、必要な表現の変更及び明確化並びに字句の修正等のために、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行規約	変更案
<p>第4条 (公告方法)</p> <p>本投資法人の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行</u>う。</p>	<p>第4条 (公告方法)</p> <p>本投資法人の公告は、<u>電子公告により行</u>う。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公</u>告をすることができない場合には、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行</u>う。</p>
<p>第9条 (招集)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、<u>平成31</u>年12月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p>	<p>第9条 (招集)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、<u>2021</u>年12月15日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの12月15日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p>
<p>第15条 (基準日等)</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>平成31</u>年10月末日及び以後隔年ごとの10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、決算期(第34条に定義する。以下同じ。)から3ヶ月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. 及び3. (記載省略)</p>	<p>第15条 (基準日等)</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2019</u>年10月末日及び以後隔年ごとの10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。かかる場合のほか、決算期(第34条に定義する。以下同じ。)から3ヶ月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. 及び3. (現行のとおり)</p>

現行規約	変更案
<p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、一般社団法人投資信託協会が定める諸規則に従うものとする。</p> <p>(1)乃至(3) (記載省略)</p> <p>2. 乃至4. (記載省略)</p>	<p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針</p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配に当たっては、一般社団法人投資信託協会が定める諸規則に従うものとする。</p> <p>(1)乃至(3) (現行のとおり)</p> <p>2. 乃至4. (現行のとおり)</p>
<p>第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>(記載省略)</p> <p>(1) 運用報酬①</p> <p>本投資法人の直前の決算期の翌日から3ヶ月後の日までの期間 (以下「計算期間Ⅰ」という。) 及び計算期間Ⅰの末日の翌日から当該決算期までの期間 (以下「計算期間Ⅱ」という。) の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.45%(年率)を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額に、当該計算期間Ⅰ又は計算期間Ⅱの実日数を乗じ、365で除して得られる金額(1円未満切捨て)とする。</p> <p><「計算期間Ⅰ」における総資産額> (記載省略)</p> <p><「計算期間Ⅱ」における総資産額> (記載省略)</p> <p>(2) 運用報酬② (記載省略)</p> <p><計算式></p> <p>運用報酬②=NOI(※1)×調整後EPU(※2)×0.0008%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率</p> <p>※1 (記載省略)</p> <p>※2 (記載省略)</p>	<p>第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(1) 運用報酬①</p> <p>本投資法人の直前の決算期の翌日から3ヶ月後の日までの期間 (以下「計算期間Ⅰ」という。) 及び計算期間Ⅰの末日の翌日から当該決算期までの期間 (以下「計算期間Ⅱ」という。) の運用に対する対価として、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に0.30%(年率)を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じた金額に、当該計算期間Ⅰ又は計算期間Ⅱの実日数を乗じ、365で除して得られる金額(1円未満切捨て)とする。</p> <p><「計算期間Ⅰ」における総資産額> (現行のとおり)</p> <p><「計算期間Ⅱ」における総資産額> (現行のとおり)</p> <p>(2) 運用報酬② (現行のとおり)</p> <p><計算式></p> <p>運用報酬②=NOI(※1)×調整後EPU(※2)×0.0017%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率</p> <p>※1 (現行のとおり)</p> <p>※2 (現行のとおり)</p>

現行規約	変更案
<p>A：(記載省略)</p> <p>B：当該決算期における発行済投資口の総口数 <u>(ただし、本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期末における発行済投資口の総口数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとする。また、本投資法人の投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総口数については、本規約の制定以降に行われた全ての併合及び分割の併合比率及び分割比率をもってこれらの併合及び分割が行われる前の口数に調整された数とする。)</u></p> <p>(3) 取得報酬 (記載省略)</p> <p>(4) 譲渡報酬 (記載省略)</p> <p>(5) 報酬の支払時期 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>A：(現行のとおり)</p> <p>B：当該決算期における発行済投資口の総口数</p> <p>(3) 取得報酬 (現行のとおり)</p> <p>(4) 譲渡報酬 (現行のとおり)</p> <p>(5) 報酬の支払時期 (現行のとおり)</p> <p>(6) <u>調整条項</u></p> <p>① <u>本投資法人が当該決算期末において未処分又は未消却の自己の投資口を保有する場合には、運用報酬②の算出に当たっては、当該決算期における発行済投資口の総口数は、本投資法人の保有する自己の投資口を除いた数をいうものとする。</u></p> <p>② <u>本投資法人の投資口につき併合又は分割が行われた場合には、運用報酬②の算出に当たっては、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総口数は、本規約の制定以降に行われた全ての併合及び分割の併合</u></p>

現行規約	変更案
	<p>比率及び分割比率をもってこれらの併合及び分割が行われる前の口数に調整された数とする。</p> <p>③ <u>投資主に対する無償割当てに係る新投資口予約権の行使による新投資口の発行(以下「ライツオフアリング」という。)が行われ、発行済投資口の総口数が増加した場合には、当該ライツオフアリングに係る発行日以降に終了する営業期間に係る運用報酬②の算出に当たっては、ライツオフアリングが行われた場合における、以下の計算式に従って算出される割合(以下「無償割当割合」という。)を調整後EPUに乗じる調整をして算出するものとする。</u></p> <p><計算式></p> <p><u>無償割当割合=A/B</u></p> <p>A：<u>当該ライツオフアリング直後の発行済投資口の総口数からみなし時価発行口数(以下に定義する。)を控除した口数</u></p> <p>B：<u>当該ライツオフアリング直前の発行済投資口の総口数</u></p> <p><u>「みなし時価発行口数」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングで無償割当てがなされた新投資口予約権の行使時の1口当たり払込金額を1口当たりの時価(以下に定義する。)で除した割合(又は役員会で定める割合)を増加口数(以下に定義する。)に乗じた口数(1口未満切捨て)を意味する。</u></p> <p><u>「1口当たりの時価」とは、ライツオフアリングが行われた場合における、当該ライツオフアリングで無償割当てがな</u></p>

現行規約	変更案
	<p><u>された新投資口予約権の行使期間の末日の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）をいう。</u></p> <p><u>「増加口数」とは、ライセンスオフリングが行われた場合における、当該ライセンスオフリングにより増加した投資口の数を意味する。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第9章 附則</u></p> <p><u>第42条 (施行日)</u></p> <p><u>2020年1月15日の投資主総会の決議による第37条に係る本規約の変更の効力は、2020年5月1日から生じるものとし、2020年5月1日以降に生じる資産運用報酬から適用するものとする。本条は当該変更の効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p>
<p>制定 <u>平成26年2月21日</u></p> <p>改正 <u>平成26年4月9日</u></p> <p>改正 <u>平成28年1月20日</u></p> <p>改正 <u>平成29年1月31日</u></p> <p>改正 <u>平成30年1月10日</u></p> <p>改正 <u>平成30年3月1日</u></p>	<p>制定 <u>2014年2月21日</u></p> <p>改正 <u>2014年4月9日</u></p> <p>改正 <u>2016年1月20日</u></p> <p>改正 <u>2017年1月31日</u></p> <p>改正 <u>2018年1月10日</u></p> <p>改正 <u>2018年3月1日</u></p> <p>改正 <u>2020年1月15日</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員峯村悠吾は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、2020年1月15日付で新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第17条第2項第一文但書を適用し、選任される2020年1月15日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

また、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当、並びに重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
みねむら ゆうご 峯村 悠吾 (1977年6月28日)	2000年4月 2005年2月 2008年3月 2010年8月 2016年3月 2016年4月 2017年1月	株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入社 みずほ証券株式会社入社 モルガン・スタンレー証券株式会社(現 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)入社 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社)入社 インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク入社 同社、インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人担当ファンドマネージャー(現任) インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人執行役員就任(現任)	0口

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクの本投資法人担当ファンドマネージャーです。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人規約第17条第2項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第17条第2項第一文但書の規定が適用されます。

なお、本議案の補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が終了する時までとなります。

また、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
なかた りゅうきち 中田 隆吉 (1966年4月29日)	1989年4月	株式会社三和銀行入行	0口
	2001年1月	シティグループ入社	
	2007年6月	インベスコ投信投資顧問株式会社入社	
	2007年10月	インベスコ・リアルエステート・ジャパン株式会社 設立(2011年11月解散) 代表取締役	
	2011年2月	インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジア パシフィック・インク 取締役(現任)	

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるインベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インクの取締役です。その他には、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員3名選任の件

本投資法人の監督役員川崎英嗣、戸田裕典及び吉田浩平は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、2020年1月15日付で新たに監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項第一文但書を適用し、選任される2020年1月15日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
1	よしだ こうへい 吉田 浩平 (1987年3月12日)	2010年4月 2014年7月 2016年4月 2016年7月 2018年1月	あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 株式会社KPMG FAS入社 吉田公認会計士事務所開設(現任) 医療法人桜樹会監事就任(現任) インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人監督役員 就任(現任)	0口
2	にへい ひろこ 二瓶 ひろ子 (1976年8月23日)	1999年4月 2009年10月 2019年6月	株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法 律事務所入所(現任) 株式会社シード 社外監査役(現任)	0口
3	すみの りな 角野 里奈 (1980年3月12日)	2003年4月 2007年8月 2011年7月 2013年6月 2018年10月	中央青山監査法人入所 PwCアドバイザー株式会社入社 株式会社KPMG FAS入社 株式会社リクルートホールディングス入社 角野里奈公認会計士事務所開設(現任)	0口

- ・ 上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者のうち、吉田浩平は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 上記監督役員候補者のうち、角野里奈につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は岡田里奈です。

参考事項

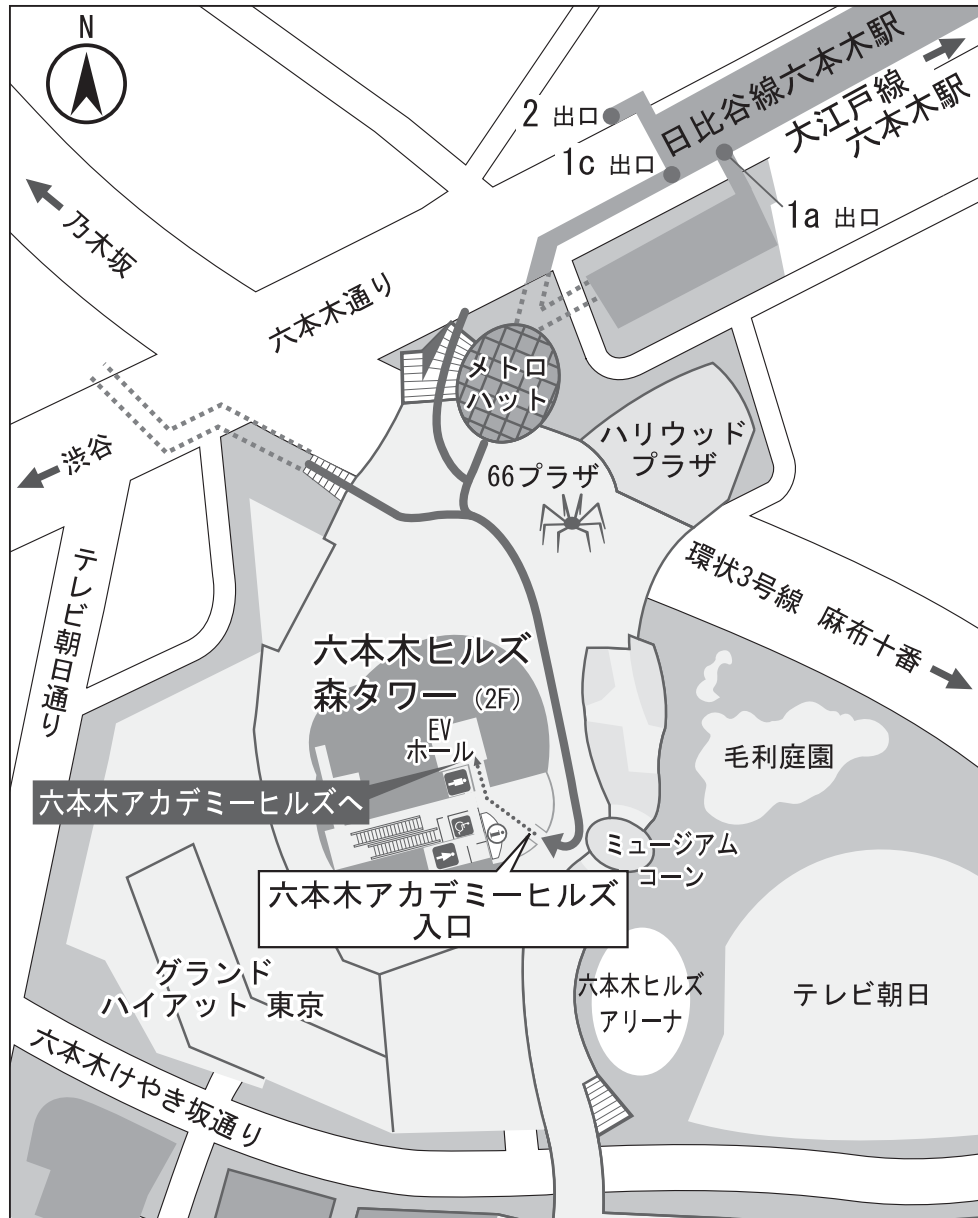
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
「六本木アカデミーヒルズ タワーホール」
TEL 03-6406-6220 (代表)

六本木ヒルズ森タワー地上2階の六本木アカデミーヒルズ入口からお入りください。



<交通のご案内>

- 東京メトロ 日比谷線六本木駅より1C出口 徒歩3分
(コンコースにて直結)
- 都営地下鉄 大江戸線六本木駅より3番出口 徒歩6分
(注) 会場最寄駅 日比谷線六本木駅

お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮ください。